

○草加市幼児教育振興審議会条例

昭和53年3月31日

条例第8号

改正 昭和60年12月26日条例第25号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 草加市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、幼児教育の振興について審議するため、草加市幼児教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平11条例27・旧第2条繰上）

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 市立小学校長代表者
- (3) 私立幼稚園長代表者
- (4) 保育所代表者
- (5) 知識経験者

（平11条例27・旧第3条繰上・全改）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1号から第4号までに規定する委員は、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平11条例27・旧第4条繰上）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平11条例27・旧第5条繰上・一部改正）

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・旧第6条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第6条 審議会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平11条例27・旧第7条繰上)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱又は任命される委員から適用する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第11条の規定による改正後の草加市幼児教育振興審議会条例の規定